1 調査名称:小郡都市計画道路見直し検討業務委託

2 調査主体:小郡市

3 調查圈域:小郡都市計画区域

4 調査期間:平成26年度

5 調査概要:

本業務は、平成25年度に策定した「小郡都市計画道路整備プログラム策定業務」において、長期整備都市計画道路に位置付けされ、見直しの方向性として変更・廃止への検討が必要である路線(区間)を対象に、路線概要の整理と、将来交通量推計の実施による見直し後の交通量の確認を行いつつ、今後の都市計画変更に向けた都市計画決定の手続きを行うために必要な法定図書及び参考図書を作成するものである。

- I 調査概要
 - 1 調査名:小郡都市計画道路見直し検討業務委託
 - 2 報告書目次
 - 0. 業務概要
 - 1. 検討対象路線の概要
 - 2. 将来交通量の推計
 - 3. 設計条件
 - 3-1 条件の設定
 - 4. 見直し素案の作成
 - 4-1 検討条件の設定
 - 4-2 交差点形状の検討
 - 4-3 道路線形の検討
 - 4-4 見直し素案の作成

巻末資料①設計図面一式

巻末資料②交差点協議資料

3 調査体制

委員会や検討会等の第三者機関の設置なし

4 委員会名簿等:

委員会や検討会等の第三者機関の設置なし

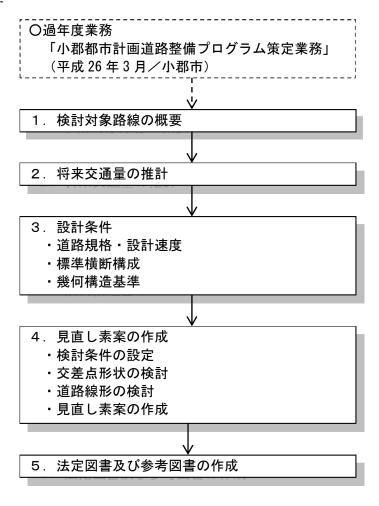
Ⅱ 調査成果

1 調査目的

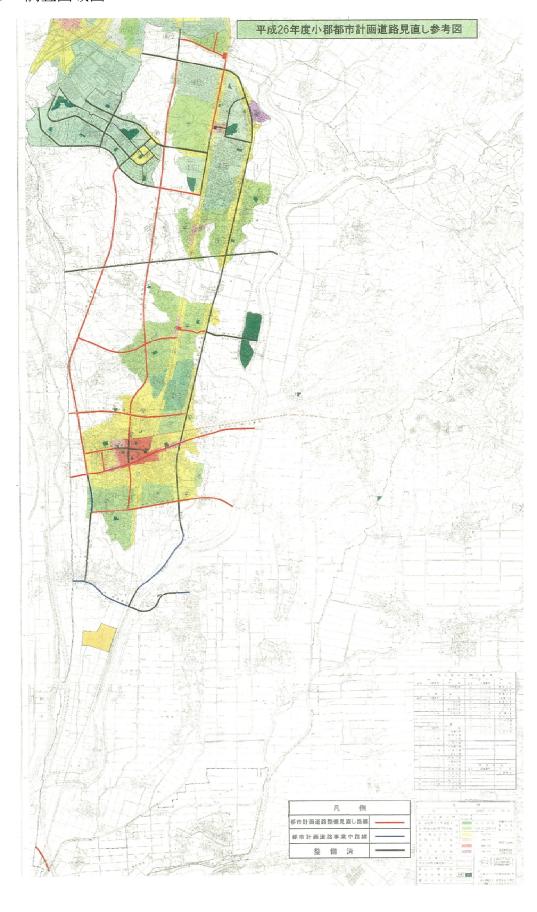
小郡市では、「都市計画道路整備プログラム策定マニュアル(案)」(平成11年3月)に準拠し、平成14年度に小郡都市計画道路整備プログラムを策定している。なお、本プログラムにおいては、策定後概ね10年が経過し、短期整備として位置づけた事業の着手・整備がなされたこと、都市計画道路の検証結果に踏まえた見直しが行われることを受け、様々な情勢の変化を踏まえつつ、平成25年度に都市計画道路整備プログラムの更新を行っている。

本業務は、平成25年度に更新した「小郡都市計画道路整備プログラム策定業務」において、長期整備都市計画道路に位置付けされ、見直しの方向性として変更・廃止への検討が必要である路線(区間)を対象に、当該見直しによる将来交通量の推計を実施したうえで設計条件を整理し、また、交差点形状や道路線形の検討による見直し素案を作成することで、今後の都市計画変更に向けた都市計画決定の手続きを行うために必要な法定図書及び参考図書を作成した。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

(1) 検討対象路線の概要

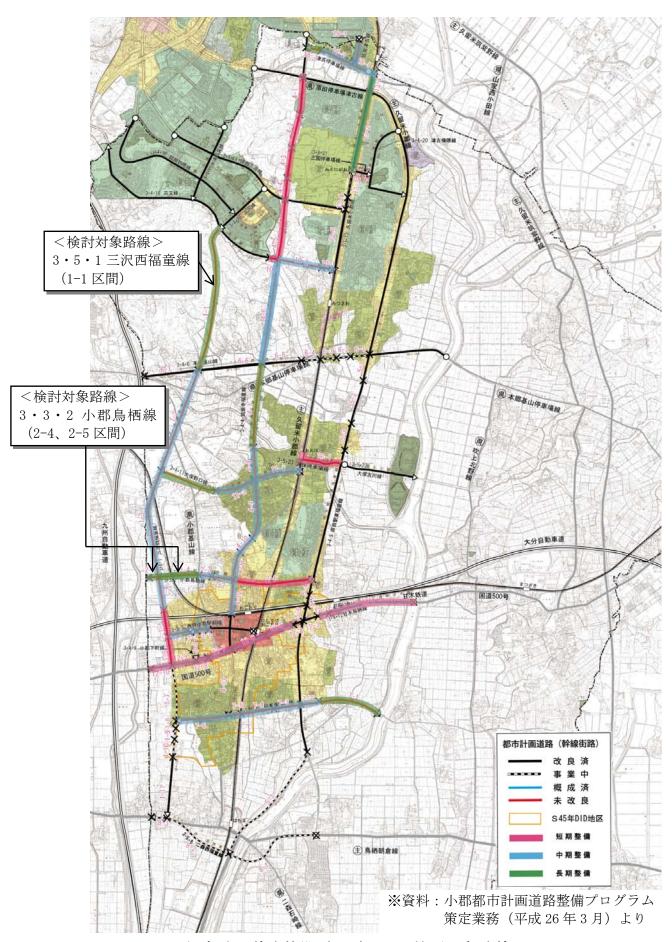
・「小郡都市計画道路整備プログラム策定業務(平成26年3月)」における廃止の方向 性(案)を有する検討対象路線について、その概要を以下に示す。

○3・5・1三沢西福童線(1-1区間)の理由(案)

- ・未改良区間であり、現道を持たない区間であるため、道路ネットワークは確保されていない状況。
- ・なお、対象区間内は、ゴルフ場として整備され、実質上はゴルフ場として機能して いる状況にあることから、道路整備を行うにあたっては、地権者(事業者)との調 整を図る必要あり。
- ・また、当区間に並行する西鉄天神大牟田線沿いの(主)久留米小郡線と(都)原田 駅東福童線・(都)筑紫寺福童線の3路線が南北軸として機能していることから、道 路ネットワークとしてはすでに確保されている。
- ・よって、並行する3路線への交通機能の代替が可能であることから、当区間の必要性は低いと考えられ、廃止することが妥当と判断。

○3・3・2小郡鳥栖線(2-4、2-5区間)の理由(案)

- ・未改良区間であり、現道を持たない区間であるため、道路ネットワークは確保されていない状況。
- 特に、終点側においては、基山町側に接続する道路が未整備。
- ・なお、(一)小郡基山線を経由し、当区間に並行する市道により、(一)小郡基山線と(都)三沢西福童線とのアクセスは確保された状況にある。
- ・ただし、当区間に並行する市道は、一部センターラインを持たない区間が存在する うえ、歩道等が未整備となっている。
- ・これらを踏まえ、並行するこれら市道に対して、離合困難区間の解消による交通機能の改善や、歩行空間の確保による安全性の確保を局所的に対応することで、当区間の交通機能の代替は可能と考えられる。
- ・また、当区間は甘木鉄道との交差による高架構造となっているものの、接続する(都) 三沢西福童線との距離が短いことから、当路線への接続が困難であり、整備実現性 が低いと考えられる。
- ・よって、周辺市道への局所的な対応による交通機能の向上をはかることで、当区間 の機能の代替が図られる中、当区間の整備実現性と必要性が低下するため、廃止す ることが妥当と判断。



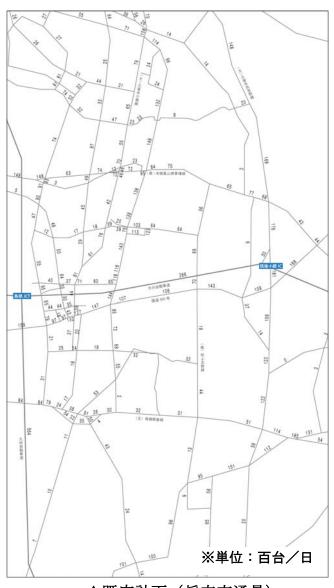
▲都市計画道路整備プログラムと検討対象路線

(2) 将来交通量の推計

- 「小郡都市計画道路整備プログラム」における、検討対象路線の廃止の方向性を踏 まえた見直し(案)について、交通量に基づく検証を図るよう、既定計画及び当該 見直し(案)による将来交通量を推計した。
- ・なお、交通量の検証の結果、路線廃止により、一部交通量の変化は見られるものの、 概ね問題は見られないと判断した。

<見直し(案)における既定計画との主な相違>

・3・5・1三沢西福童線の1-1区間に平行する3・4・4筑紫寺福童線や3・5・13久留米 小郡線、3・4・5原田駅東福童線への交通の転換がみられるものの、混雑度としての 大きな変動は見られない。



▲既定計画(将来交通量)

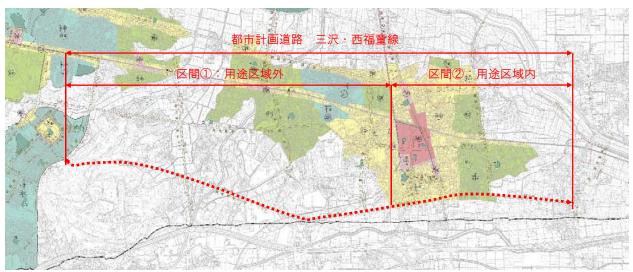


▲見直し(案) (将来交通量)

(3) 設計条件の設定

1) 設計条件の整理

- ・検討対象路線は都市計画道路整備プログラムで一部区間が廃止の方向性(案)となった都市計画道路三沢西福童線を対象とした。
- ・設計条件の設定にあたっては、周辺の地形や沿道状況および前述の将来計画交通量等を勘案し、「小郡市道路構造の基準に関する条例」(以下同条例を「小郡市道路条例」と称す)との対応により設定した。
- ・設計条件については沿道状況の違いによる下記の2区間に分けて設定した。



▲設計区間の区間分け図

・設定した設計条件を下表に整理する。都市計画区域を基本に「地方部」、「都市部」 に区分し小郡道路条例との対応により決定した。

· PARISITI DEFA						
区間	区間①	区間②				
道路の存する地域	地方部・平地部	都市部				
計画交通量	3, 200~7, 600 台/日	5, 700~6, 700 台/日				
道路規格	第3種第2級	第4種第2級				
設計速度	V=50 km/h	V=50 km/h				

▼設計条件一覧表

2) 標準横断構成の整理

- ・標準横断構成については、小郡市道路条例との整合、既都市計画決定幅員との対応 により設定した。
- ・既都市計画決定幅員は標準幅員として区間①:W=15.0m、区間②:W=19.0mに設定されているため、それぞれの区間において小郡市道路条例の規定で説明可能なW=15m、W=19mの幅員構成について整理した。
- 標準幅員構成について以下に整理する。

▼区間①横断構成(案)

	▼ 区间 ② 风势 川			
	区 間	区間① W=15.0m		
計画多	と通量(H37推計値)	3,200台/日~7,600台/日		
道路規格		第3種第2級		
	車線	3. 25 m	既定値	
	路肩	0.75m 既定値		
	停車帯	第3種道路のため確保した。		
	歩道部	3.50m	自転車歩行者道路	
構	植樹帯	_	第3種道路のため確保しない	
横断構成案	横断図	3.50 0.75	15.00 6.50 0.75 3.50 3.25 3.25 3.00	

▼区間②横断構成(案)

▼ 区间 ② 风的 一					
	区間	区間② W=19.0m			
計画交	を通量(H37推計値)	5,700 台/日~6,700 台/日			
		第4種第2級			
	車線	3.00m	既定値		
	路肩	_	停車帯設置のため不要		
	停車帯	1. 50 m	第4種道路のため確保		
	歩道部	3.00m	自転車歩行者道路		
構	植樹帯	1. 00 m	第4種道路のため確保		
横断構成案	横断図	5.00 1.50	19.00 6.00 1.50 5.00 3.00 4.00		

(4) 見直し素案の作成

1) 見直し(案)の作成対象箇所

・見直し素案の作成対象路線は都市計画道路整備プログラムで一部区間が廃止の方向 性(案)となった下記を対象とした。

▼見直し対象路線 その1

		1	
番号	路線名	方針	内 容
1	3・5・1 三沢西福童線	変更	・刈又線~本郷基山線間の約1,450m区間の 廃止 (起点の変更)
2	3・3・2 小郡鳥栖線	変更	・(一)小郡基山線より終点側の約520m区間 の廃止 (終点の変更)

・また、都市計画道路整備プログラムでは廃止または変更に設定されていないが、上 記の見直し対象路線の変更に伴い一部区域の修正が必要となる下記についても対象 とした。

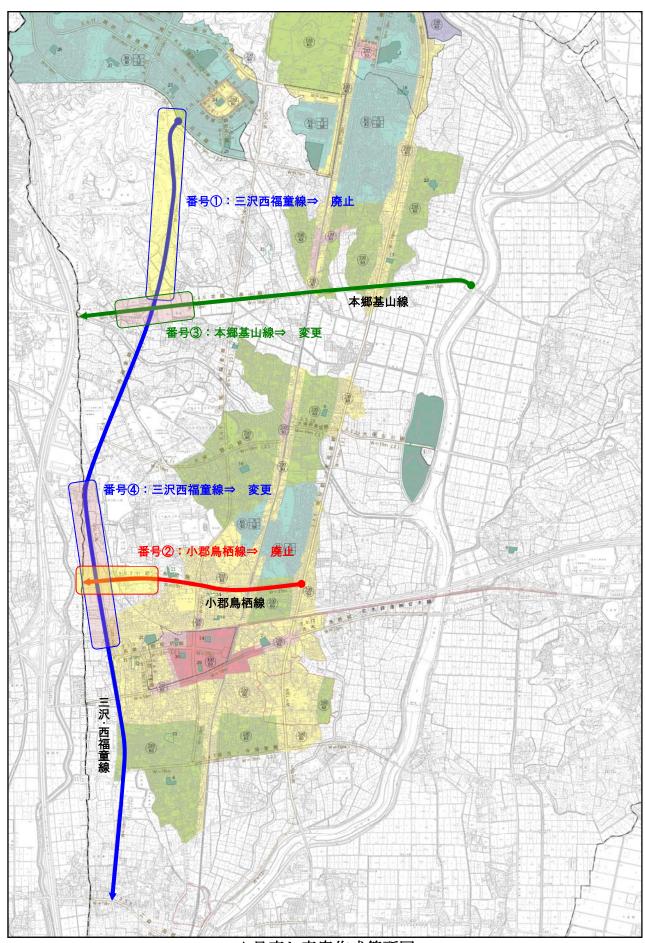
▼見直し対象路線 その2

番号	路線名	方針	内 容
	3 · 4 · 6	3・4・6 本郷基山線 変更	・三沢西福童線との交差点角度改良により必
3	本郷基山線		要となる区域の変更のため

・下記の路線については関係機関との協議により区域の変更が必要となったため、対象とした。

▼見直し対象路線 その3

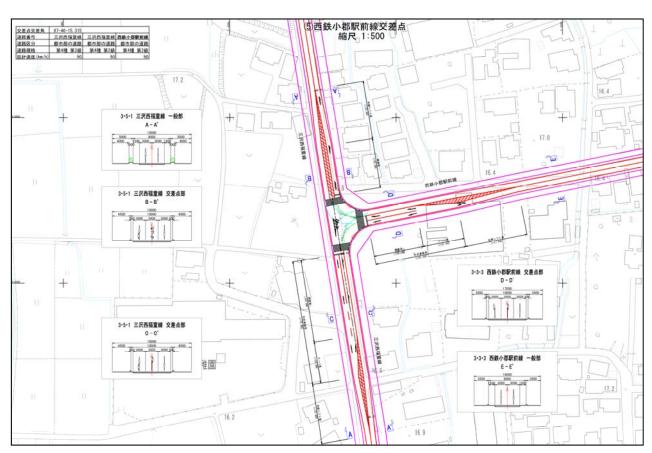
番号	路線名	方針	内 容
4	3·5·1 三沢西福童線	変更	・甘木鉄道交差位置付近〜九州横断道交差位置付近にかけて、都市計画道路区域内の農道下に水資源機構の福岡導水が埋設されており、導水管の構造上の課題から区域の変
			更が必要となるため



▲見直し素案作成箇所図

2) 見直し素案作成にあたっての具体的検討事項

・都市計画道路の廃止に伴う交通量の変化の影響が大きく生じると想定される「3・5・1 三沢西福童線」,「3・3・2 小郡鳥栖線」,「3・4・6 本郷基山線」の各交差点において交差点形状の検討を実施した。



▲交差点形状検討図(1例)

3) 都市計画図書案作成

・交差点形状の検討を踏まえて、都市計画変更図書案の作成を行った。なお図面は今 後の合意形成過程において変更される可能性がある。

